

# 平成26年第14回教育委員会定例会記録

平成26年8月26日（火）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成26年8月26日（火）午後2時00分～午後2時58分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場俊一 職務代理者 對馬初音  
委員 折井麻美子

欠席委員 教育長 井出隆安

出席説明員 事務局次長 井口順司 学校担当 教育部長 和久井義久  
生涯学習スポーツ担当部長 井山利秋 中央図書館長 渡辺均  
庶務課長 岡本勝実 教企企画課長 筒井鉄也  
学務課長 植田敏郎 特別支援課長 塩畑まどか  
学校支援課長 青木則昭 学校整備課長 喜多川和美  
生涯学習推進課長 濱美奈子 済美教育センター統括指導主事 平崎一美  
済美教育センター統括指導主事 大島晃 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤康弘  
中央図書館長 次 大林俊博

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司  
担当書記 仲野祥一

傍聴者数 1名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第44号 平成26年度杉並区一般会計補正予算(第2号)
- 議案第45号 杉並区妙正寺体育館改築建築工事の請負契約の締結について
- 議案第46号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第47号 杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第48号 杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第49号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第50号 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定について

### (報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 第27期(平成26・27年度)杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱について
- (4) 指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について

## 目 次

### 議案

議案第44号	平成26年度杉並区一般会計補正予算（第2号）	15
議案第45号	杉並区妙正寺体育館改築建築工事の請負契約の締結 について	18
議案第46号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則	20
議案第47号	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正 する規則	4
議案第48号	杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則	6
議案第49号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	7
議案第50号	地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定に ついて	9

### 報告事項

(1)	学校運営協議会委員の任命について	10
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	11
(3)	第27期（平成26・27年度）杉並区スポーツ推進委員の追加 委嘱について	12
(4)	指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について	14

**委員長** こんにちは。今、とにかく天候の方も含めて、広島の方がすごく気の毒で、本当にしようがないところなのですけれども、広島だけじゃなくて、全国各地でということで、夏休みも終わる段階になってきて、学校が始まるところでこのような天候が続いていて、本当に子どもたちもまた登下校、あるいは学校生活の中で厳しい状況にならないことを、本当に全国をかけて願うところだなというふうに思っています。その意味では、いろいろ危機管理という部分も含めて、改めて考えていかなければいけない部分があるのかなというふうに思っています。

先ほど、ウィロビーの状況もお聞きしたのですけれども、みんな大変元気でということで、また帰ってきてからの話が楽しみだなという、そんな思いをしているところです。

それでは、ただいまから平成26年第14回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、井出教育長が公務出張中のため、ご欠席でございますけれども定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めさせていただきます。なお、本日の議事録の署名委員は、折井委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事に入らせていただきますけれども、議事日程につきましては、ご案内のとおり、議案が7件、報告事項が4件となっております。

なお、日程第1、議案第44号及び日程第2、議案第45号の議案は、平成26年第3回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。また、日程第3、議案第46号につきましても、区長からの協議案件で、意思形成過程上の案件となっております。したがって、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条に基づき、これらの議案の審議を非公開としたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、特に異議がございませんので、日程第1、議案第44号から日程第3、議案第46号につきましては会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することにいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。日程第4、議案第47号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」の議案を上

程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第47号につきましてご説明申し上げます。

7月23日に開催をいたしました第12回教育委員会定例会でご報告いたしましたとおり、区の使用料等の見直しに伴いまして、学校開放施設におきましては、登録団体の使用料を無料とする取扱いを廃止するとともに、使用料の新たな徴収方法を導入することといたしました。これらのことに伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

主な改正の概要でございますが、議案の最後から2枚目、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第3条第1項におきまして、使用料無料の取扱いを維持する団体として、登録団体のうち、区内の中学生以下の幼児、児童又は生徒の団体を定めるものでございます。

第4条におきまして、使用料の新たな納付方法として、学校施設使用券によることができるということを定めてございます。

学校施設使用券の様式でございますが、議案の3枚目をご覧ください。各使用券に「なみすけ」と「ナミー」を入れてございますが、第1号様式として、50円券、100円券、200円券、500円券を記載のとおり定めてございます。なお、学校施設使用券は、それぞれの券種と同額の発行価格を納めた者に交付することとしてございます。

このほか、照明設備の使用料を改めるとともに、必要な規定の整備を行ってございます。

最後に附則でございますが、一部の規定を除きまして、使用料を改定する平成27年1月1日を施行期日とするほか、学校施設使用券の交付につきましては、施行期日前におきましても行うことができることを定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** 規則の別表第2で、1時間当たりの使用料が方南小学校は200円で、馬橋小学校は700円となっておりますが、この金額の違いは何なのでしょう。

**生涯学習推進課長** これは校庭の照明代なのですけれども、その照明の数

によって実費が違ってまいりまして、幾つ照明がついているかということで計算をして出したものですので、違いが出ております。

**委員長** よろしいでしょうか。

**折井委員** 基本的なことをお伺いして申し訳ないのですが、この券はこのサイズなのですか。それとも、切手サイズのもっと小さいものなのですか。

**生涯学習推進課長** このサイズでございます。なお、資料は白黒ですがけれども、カラー印刷のシール形式のものとなっております。

**委員長** よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

それでは、特にご意見はありませんので、議案第47号につきましては原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第47号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第5、議案第48号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

図書館における経営評価につきましては、平成20年度から平成22年度まで実施した後に、図書館協議会において検証を行ったところ、各館の特色を生かした目標と事業計画を設定し、これに沿って取組の達成度や成果などを適切に評価すべきであるとの意見が出されたところでございます。

この間、中央図書館におきまして、新たな目標設定の考え方や評価手法を検討してまいりましたが、区立図書館におきましては平成25年3月に「杉並区立図書館サービス基本方針」を策定し、各館において新たな目標と事業計画を定め、これに沿った運営を行うこととしたことなどから、平成26年度から新たな評価手法による図書館の経営評価を行うことといたしました。この新たな手法による経営評価を行うに当たりまして、客観性の向上を図るため、図書館協議会に部会を設置して評価を行うことから、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案を1枚おめぐりください。第9条の次に、「協議会に、図書館の運営その他の専門的事項について審議する

ため、部会を置くことができる。」との条文を設けるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、公布の日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

新たな評価って、何が新たな評価なのかですか。

**中央図書館次長** これまで、職員が内部で評価してございましたので、それを外部、第三者ということで、図書館協議会の委員に評価していただく。そのため、資料の充実など誰もが利用しやすい図書館といった視点で新たに10項目足しまして、それを協議会の皆さんによる第三者の視点で評価いただきたいということで、部会の設置を今回、出させていただいているということでございます。

**委員長** 新たな視点も加えながら、評価も密になっていくという、そういうような形ですね。

**中央図書館次長** 外部の目でしっかりと新しい評価で評価していただくということでございます。

**委員長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、特にご意見等は他にありませんので、議案第48号につきましては原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第48号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第6、議案第49号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

区は、職場の秩序維持及び職員の利益の保護等を目的に、セクシュアル・ハラスメントの防止等に努めてきたところでございます。

近年、職場内での優位性を背景としたパワー・ハラスメントが社会で問題となっていることから、パワー・ハラスメントにつきましても、その防止等の措置を講じることといたしました。このことに伴い、区立学



校に勤務する教職員につきまして、これまでのセクシュアル・ハラスメントに加えてパワー・ハラスメントを服務上の禁止事項として明確化するものでございます。

改正の内容でございますが、議案を1枚おめくりください。セクシュアル・ハラスメントの禁止を定めた第10条の次に、記載のとおり、パワー・ハラスメントを禁止する条文を設けるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成26年9月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**折井委員** こちらの第10条の2というのは、職員を対象にということなのですよね。

他のところに規定があるのかどうかをお伺いしたいのですけれども、例えば、学校職員が生徒さんにセクシュアル・ハラスメントではなくて、いわゆるパワハラ的な言動があるといったような場合に、それを禁止するというのは、ここには当てはまらず他のところにあるのでしょうか。

**教育人事企画課長** 今、委員のおっしゃったところは、多分、暴言だとか威嚇だとか、そういった部分に入るのかなと思いますけれども、これにつきましては、体罰の禁止とともに服務事項として既に明文化されております。

**折井委員** ありがとうございます。

**委員長** 他にはよろしいですか。

これは、今いろいろな形で出てきている問題なので、非常に重要な部分だと思うし、ただ、人間関係を本当に良い形にできれば一番いいなというふうには思うのですけれども。特にはよろしいですか。

**折井委員** 簡単な確認なのですけれども、新规定のところ、2行目に「業務の適正な範囲を超えて」というふうには書いてあるのは、これは例えば上司が部下に対して、何か間違いをしたとか対応をしたとか、そういった場合には叱責をすることも十分考えられて、それは適正な範囲であり、当然ながらそれは職務の範囲内であるということを前提にしているわけですよ。

**教育人事企画課長** 今、委員がおっしゃったとおり、職務上の上司と部下の関係は実際のものとして当然あるものでございますので、その範囲を

超えたものとして存在するようなものについては、パワー・ハラスメントとして禁止事項と位置付けられております。

**委員長** 他にはよろしいですか。

それでは、特にご意見は他にございませんので、議案第49号は原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第49号は原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして、日程第7、議案第50号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定について」の議案を上程し、審議いたします。学校支援課長からご説明をお願いいたします。

**学校支援課長** 議案第50号「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定について」お諮りいたします。

地域に開かれた学校づくりを推進するため、杉並区教育ビジョン推進計画に基づき、地域との連携・協力が整った学校から、順次、地域運営学校の指定を行い、今年度も既に3校を新規に指定しておりますが、4校目として大宮小学校を平成26年10月1日付で指定することといたします。

今回、大宮小学校の指定を行うことにより、杉並区の地域運営学校は全部で27校になります。

説明は以上です。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

全部で27校ですか。まだ地域運営学校の指定を受けていない学校は何校でしょうか。

**学校支援課長** 38校です。

**委員長** これも将来的には、という方向で考えていくということですね。

**学校支援課長** 区の総合計画としては、平成33年度までに全校に、ということで、現在も平成27年度指定、28年度指定について校長先生方と意見交換をしながら、適宜、学校評議員等に説明して準備をしていただいている学校もございますので、また、順次、的確に進めていきたいというふうに考えております。

**委員長** ありがとうございます。他にご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第50号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議はございませんので、議案第50号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、日程第8、報告事項の聴取を行います。

初めに、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を、引き続き、学校支援課長からお願いいたします。

**学校支援課長** 「学校運営協議会委員の任命について」ご報告いたします。

ただいま、議案第50号にてご審議いただき、地域運営学校の新規指定を行った大宮小学校につきましては、併せて、学校運営協議会委員の任命を行うことといたします。

また、中瀬中学校につきましては、平成24年10月に地域運営学校の指定を行い、併せて、学校運営協議会委員の任命を行ったところですが、任期が平成26年9月30日までとなり、改めて任命を行うもので、全員、再任でございます。

次に、富士見丘小学校と向陽中学校につきましては、公募委員の枠に空きがあるため、区報等を通じて公募を行った結果、富士見丘小学校の杉本さん、井上さん、向陽中学校の林さんを新規に任命いたします。

さらに、松ノ木中学校の学識経験者として、堀之内小学校の委員をしていただいております峯岸さんを新たに任命いたしたいというふうに考えてございます。

本日、ご報告申し上げた学校運営協議会委員の任命期間は、いずれも平成26年10月1日から平成28年9月30日までとなります。

報告は以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明にご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

**折井委員** 委員の任命に反対するものではないのですけれども、中瀬中学校の森田玉雪さんが山梨県立大学の教員ということで、距離があるように感じるのですが、この方は会のたびに出てきてくださるといふことなのではないでしょうか。

**学校支援課長** ご自宅は杉並区内というふうに聞いておりました、普段は甲府にいらっしゃるようですけれども、こちらに来ていただいているというふうに聞いております。

**委員長** 基本的には、お住まいは杉並区ということですね。  
他にありませんでしょうか。

**對馬委員** 大宮小学校の校長推薦のうち2名が、元PTA会長と町会会長で、中瀬中学校はまたちょっと違った方になっておりました、PTA会長さんは公募の方も他の学校にもいらっしゃるようですが、校長推薦というのは、特にこういう方を、というような基準みたいなものはあるのでしょうか。

**学校支援課長** 特に基準としての定めはなくて、校長先生が日頃の学校教育活動の中でご協力いただいている地域の方をご推薦いただいているということになります。

**委員長** よろしいですか。他には。

それでは、特に他にご意見はありませんので、この件につきましては以上にしたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」の説明を生涯学習推進課長からお願いいたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告させていただきます。

平成26年7月分になります。資料をご覧ください。

件数、7月分合計は全部で37件でございました。定例的なものが35件、新規が2件。共催・後援の内訳は、共催が12件、後援が25件となっております。

なお、新規につきましては、庶務課が1件、学校支援課が1件となっておりますので、内容を報告させていただきます。資料の3ページをご覧ください。庶務課の一番上の行が新規でございます。名義形態は後援、団体名は特定非営利活動法人てんぐるま、事業名は「『障害』ってなんだろう 講演&ミニフォーラム」、開催期間は平成26年8月31日となっております。

続きまして、もう1件の新規は、4ページ目をご覧ください。学校支援課の新規になります。こちらの名義形態は共催、団体名は特定非営利活動法人スクールアドバイスネットワーク、事業名は「学校・地域コーディネーター 視察型自主研修」、開催期間は平成26年9月10日となっ

てございます。

私からは以上です。

**委員長** ありがとうございます。それでは、後援名義に関わる2件の報告がございましたけれども、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

では、特にご意見等はございませんので、この件につきましては以上にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、「第27期(平成26・27年度)杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱について」の説明を生涯学習スポーツ担当部長からお願いいたします。

**生涯学習スポーツ担当部長** 本日は、スポーツ振興課長が区の幹部研修のため不在でございますので、私からご説明申し上げます。

まず、「第27期(平成26・27年度)杉並区スポーツ推進委員の追加委嘱について」でございます。

スポーツ推進委員の内容につきましては、お手持ち資料(1)から(4)、目的、根拠法令、委員の身分等、あと募集及び選考方法については表記のとおりでございます。

この第27期につきましては、本年度初めに21名で活動してございまして、その後、追加募集を行い、4名の方を追加してございます。この間、1名がご事情により辞任されておりますので、裏面を見ていただきまして、都合24名のスポーツ推進委員が今回、活動されるということでございます。

今回、丸印をつけた4名を新たにスポーツ推進委員として委嘱するというものでございます。

私からは以上でございます。

**委員長** ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** 杉並区スポーツ推進委員というのは、杉並区教育委員会の非常勤職員というふうに出ておりますが、この方たちは、活動の時数とか日数というのですか、例えば1カ月に1日とか、どのぐらい活動されているのでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 基本的に月1回以上、打合せをしていただい

た後で、具体的に、どちらかといえば会議よりは現場というか、そこに出ていただくのはそれぞれのチームというか、地区ごと、あるいはエリアごとに分かれて各種のイベントに参加、支援していただくということです。特に夏とか秋にちょっと多かったりするかなというところ。各個人でも、若干、差は出てくると思います。

**折井委員** 定員が50名以内ということで、現在、約半分ということなのですけれども、これは今後、また募集をかけて増やしていく方向なのでしょうか。それとも、現状の人数で行くという予定なのでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 定員50名で、定数に欠けているというところでございます。ただ、定数全部を埋めることが目的ではなく、密度濃く、特に、先ほどのご説明でも申し上げたように、実際にスポーツのいろいろな活動の支援をしていただくものですので、やはり実が伴わないとなかなか厳しいかなということですので、随時、募集などはかけるような意思はございますが、例えば、地区で割り当てて、絶対50名にしなければならぬというよりは、内実の方を高めていこうというような形で現在は考えてございます。

**委員長** これは公募ですよね。公募で、多分、皆さん、スポーツ推進委員なので、それなりにスポーツは経験されたりとか、あるいは、一線で活躍されたりした方たちだろうなとは思いますが、なかなか選考というか、それを確認していくのは難しい部分があるだろうなと思いますが、特に公募で、こうやった形で推進委員をお願いしていくことに関して、非常に苦勞されているのではないかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 公募で来ていただいて、なるべく多く、こちらにも委嘱をお願いしたいところもあるのですが、例えば、ご本人がアスリートであったとしても、スポーツを推進するという立場に立っていたかかないといけない部分ですね、その辺で齟齬そごが生じてはいけません。あるいは、ご本人の自分の体力向上ということではちょっと趣旨が違ったり、あるいは、他の公職があまりにも多過ぎて、一応はできるのだけれども名目だけでは少し困るだろうとか、そういったところが過去の選考でもございますので、現場としてもそういうところを見ながら、かつ、やはりある程度は運動はしていただかないと、現場でご本人が率先していただく部分がございまして、そういったところでは現場は苦勞しな

がら、現在の24名のスポーツ推進委員が活動しているというところでございます。

**委員長** それぞれ皆さん、力のある方たちになられていると思うのですけれども、やはり子どもたちが対象になってくると思うので、これから先を見据えていくと、その指導法についても、スポーツをやることを通しながら教えていただくといいか、そんなことも大いに期待をしたいなと、指導者養成みたいなものも含めて、そういう方たちがやっていただけると大変うれしいなというふうに思っています。

他には、特によろしいですか。それでは、ご意見がございませんので、この件につきましては以上にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、「指定管理施設の年末年始の開場及び年始特別営業について」の説明を生涯学習スポーツ担当部長からお願いいたします。

**生涯学習スポーツ担当部長** それでは、引き続きまして、「指定管理施設の年始年始の開場及び年始特別営業について」でございます。

指定管理者でございます公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及びTAC・FC東京・MELTEC共同事業体から、締結した基本協定書第10条第5号（業務実施条件）に基づきまして、年始年始の開場及び年始特別営業の協議申請がございました。つきまして、下記のとおり、年末年始の開場及び年始の特別営業の申請を認めることといたします。

年末の開場につきましては、実施日が平成26年12月28日（日）。時間、実施施設については表記のとおりでございます。年始の開場につきましては、1月4日（日）。時間、実施施設は表記のとおりでございます。年始特別開場につきましては、1月3日（土）。時間、実施施設は表記のとおりでございます。なお、開場内容につきましては、昨年とほぼ同様の内容ということで、開場の予定でございます。

区民への周知でございますが、広報等により、幅広く区民周知を図るものでございます。

また、例年でございますが、電力の需給ひっ迫の対応につきましては、別途、使用条件に基づいて行うというものでございます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につつま

して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** この年末年始の特別開場をして、利用者はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 例えば、昨年の実績では、平成25年12月28日（土）全ての利用で、例えば、上井草スポーツセンターですと、合計で1,263名、1月4日（土）が1,300名、延べでございますので、結構、利用が多いかなと。あとは、例えば1月3日。これは特別というか、いわゆるお正月のイベントみたいな形で分けてやっているのですが、これが昨年で872名ですね。新春何とかプログラムとか、こういう形のイベントで、結構人気があるという形で行ってございます。

**委員長** 1月3日は、そういうイベントを中心に各会場でやるわけですか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 1月3日は使用料を無料にして、どちらかといえば、新春の無料開放みたいな、特別開場という形で。12月28日と1月4日につきましては通常の開場ですけれども、1月3日はお正月の特別開場という形で、各種イベントで開場するというものでございます。

**委員長** 何かすごく楽しそうな感じで、ぜひ、たくさん、こういうのがあるのだというのを広報していただければいいのかなと思いますけれども。

他によろしいですか。では、特にご意見も他にありませんので、この件につきましては以上にさせていただきます。ありがとうございました。

報告事項につきましては以上でございます。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行います。その前に、庶務課長から連絡事項等ありましたら、お願いいたします。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、次回9月10日（水）の定例会につきましては、議会日程の都合により、委員長にご相談した結果、日程を変更させていただくこととなりました。次回の定例会は9月8日（月）、午前10時を予定しております。よろしくお願いいたします。

**委員長** それでは、次回の定例会につきましては、9月8日（月）、午前10時ということですので、ご予約をよろしくお願いいたします。

それでは、傍聴者の方々、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議案の審議を継続させていただきます。日程第1、議案第44号「平成26年度杉並区一般会計補正予算（第2号）」の議



案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第44号「平成26年度杉並区一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明させていただきます。

本議案につきましては、平成26年第3回区議会定例会に提出する議案について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、区長から教育委員会に意見を求められたものでございます。

議案の資料となっております補正予算概要の1ページ目をご覧ください。教育費の歳入歳出に関するものとして、通学路防犯カメラの設置と新泉・和泉地区小中一貫教育校の施設整備、杉並和泉学園の建設工事にかかわるものの3事業でございます。

まず、通学路防犯カメラの設置についてでございますが、本事業は通学路に防犯カメラを設置することにより、学校と地域が連携して行っている登下校時の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全確保の強化につなげるものでございます。今年7月に岡山県倉敷市で小学5年生の女子児童が誘拐された事件もありましたが、区としては安全・安心のまちづくりを推進する観点からも、通学路に防犯カメラを設置する必要があると考えております。

この事業に関しましては、今年度から5年間に限り、東京都から設置費用の2分の1、金額にいたしまして1校当たり95万円の補助がございますので、これを活用していく予定でございます。

今年度につきましては、事務処理の時間的な制約から6校を先行実施し、平成29年度までに区内全ての公立小学校の通学路に、1校当たり5台の防犯カメラを設置する計画でございます。

補正予算の経費でございますが、1,146万1千円を計上してございます。内訳といたしましては、1校当たりカメラ5台ですので、平成26年度は6校分の30台を設置いたします。防犯カメラ1台当たり約37万9千円の設置経費を見積もっており、掛ける30台分と諸経費の計上となっております。なお、設置完了後、設置費用の2分の1に当たる568万6千円を東京都から補助金として受ける予定でございます。

次に、杉並和泉学園の建設に係る建築工事費の補正でございます。

当該校につきましては、来年4月1日の開校に向けて建設中でございますが、公共工事設計労務単価及び設計資材単価の上昇がございました。また、国庫負担金について事業費の精査を行ったことによる減額等がご

ございました。小学校費と中学校費を合計した金額となりますが、補正額として4,019万6千円を計上してございます。また、国庫支出金に関しては、2,109万9千円の減額となっております。

続いて、3ページ目の地方債補正をご覧ください。当該校の施設整備における地方債の発行につきましては、その限度額を15億8,600万円から16億2,600万円とし、4,000万円増としております。こちらは3枚目の地方債の金額となっております。

これら3つの事業を合わせまして、地方債の補正等を行い、補正額は5,165万7千円、また補正後の金額を172億9,917万9千円とし、議案を提出するものでございます。

以上、議案第44号についての説明となります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案につきまして、ご意見等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、私から。防犯カメラは非常にすごいなと思うのですが、これによって、今、いろいろな犯罪等の抑止力も含めて、犯罪防止にかなり役立っているというのは全国でも報道されているのですが、逆にプライバシーの問題とかというのがありますよね。今現在、どうのことではないと思うのですが、その辺の対応については、非常にまた、ある意味で別の難しさもあるのではないかなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

**学務課長** 以前から学校に設置しておりますカメラにはモニターがついておりません。ですから、常に見守っているという形ではございません。また、データに関しても、およそ1週間で、上書きで消していくという形でございます。現在、マスコミ等で、この防犯カメラの効用というのが明らかにされておりますので、大きな問題はないかなと思っておりますが、地域の説明等を含めて丁寧に行ってまいります。

**委員長** 子どもたちも含めて、安全・安心を考えるということが非常に大事なことなので、設置することに関して、非常に大切なものだと思うので、ぜひそういうことをメインにしながらということ。

これは、どこかで集中して管理されるのではなくて、カメラそのものにデータが残っていったら、1週間ごとに書きかえていくという形になっているわけですか。

**学務課長** 1台ずつ単体のカメラと記録装置という形でございます。

**委員長** こういうものを使うような状況が出てこないことがまず第一かなとも思うのですけれども、大変ありがたいなということは感じます。他によろしいですか。

それでは、特にご意見等ございませんので、議案第44号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第44号は原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

では、続きまして、日程第2、議案第45号「杉並区妙正寺体育館改築建築工事の請負契約の締結について」の議案を上程し、審議いたします。生涯学習スポーツ担当部長からご説明をお願いいたします。

**生涯学習スポーツ担当部長** 議案第45号につきまして、私からご説明申し上げます。

本件につきましては、妙正寺体育館の老朽化に伴う改築のため、同じ所在地において建築工事を行うものでございます。契約金額、契約の相手方等につきましては、お手持ちの議案に記載のとおりでございます。

なお、資料といたしまして、建物平面図等を添付してございます。議案の朗読につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

**委員長** ありがとうございました。それでは、妙正寺体育館の改築建築工事の請負についてのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

**折井委員** 妙正寺体育館は築何年になるのでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 現在、既に更地になっておりますが、しゅん工は昭和37年でございますので、かなり老朽は進んでいたところでございます。

**折井委員** せっかく新しくつくるのならば、もっと地下とか、もう少しつくればいいのかと思ったのですが、これはやはり予算の問題で、地下1階以下はできないということを聞きまして。第一種低層住居専用地域ということで、多分、高さはだめなのですよ。高くはできない。もうこれ以上は難しいということなのですか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 現地は住宅街の中にございまして、近隣の協

力のもとで建築するというところでございますが、工法が40数年前に比べまして非常に進んでおりまして、地下に掘り下げることによって、高さが旧体育館でぎりぎり10メートル弱だったところが低くなります。その一方で、延床面積は約2倍程度になります。おそらく、出来上がった時、近隣の方が、前の体育館とほとんど同じかなと思うくらい、非常にシンプルなイメージになるかなと。資料8に、透視図というのですが、完成予想図がありますけれども、ほぼ今までの体育館と同じ規模程度に見えつつ、地下を掘り下げることによって、延べ床面積等がおおむね2倍程度、広がるというものでございます。ですから、現状使えるものを目いっぱい使って、ここに建て直しをするというものでご理解いただければと思います。

**折井委員** では、前の体育館に比べて、だいぶ実際的には広く感じる。

**生涯学習スポーツ担当部長** はい。具体的には、旧体育館の延べ床面積が1,093㎡余でございます。それに対して、改築後が2,280㎡ということですので、倍以上広がるというものでございます。

**委員長** 他にいかがでしょうか。

結局、これはバレーボールのコートが1面だけですよね。今までと同じですよ、広さにしたら。

**生涯学習スポーツ担当部長** そうですね。アリーナにつきましては、旧コートは672㎡だったのが改築後は763㎡ということで、10数%大きくなり、かつ、小体育室の約300㎡弱がつけられ、その他、更衣室等も、ほぼ倍近くまで広げておりますので、外観に似合わずというか、いい意味で、外観よりかなりゆったりめにつくってあるというものでございます。

ただ、敷地全体の規模があの場所ですので、あと、近隣の非常に強いご要望で、テニスコートなどについて現状と同じ2面を確保しているということでは、これが最高の拵げ方かなと考えてございます。

**折井委員** 小さなことなのですがけれども、とある施設に行った時に、お手洗いに入って荷物掛けに手が届かない、これは誰が届くのだろうと思うぐらい高いところがあって、ぜひ、特に、女性用の施設を何かつくる時には、そのあたりのことも考えて、使い勝手のいいものにしていただきたいなというふうに思います。

**生涯学習スポーツ担当部長** 所管部局といたしましては、この体育館については、前の体育館のイメージを非常に大切に、言ってみれば、標

準的なつくりとして考えてございますので、十分ご要望には応えたいと思っております。

**委員長** よろしく願います。他にはいかがでしょうか。

**對馬委員** できれば、トレーニングスポーツ施設ぐらい入ったらいいなと期待していたのですけれども、狭いということもありまして。

ちょっとこの鳥かん図だと見づらいのですが、ここは場所が結構、どこの駅からも遠い。バス停はありますけれども遠いところなので、自転車置き場などは十分に確保されているでしょうか。

**生涯学習スポーツ担当部長** 透視図を見ていただいて、手前側のひさしのところがほぼ自転車置き場ということでございます。この体育館の規模に合った駐輪場は十分確保してございます。

**委員長** 他には特によろしいですか。

では、特にご意見等は他にございませんので、議案第45号につきまして、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第45号は原案のとおり可決させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第46号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** 議案第46号につきまして、ご説明を申し上げます。

区は、平成27年4月時点の待機児童ゼロを達成するために、従前の580名程度の整備目標を900名程度に上方修正し、今年度中に施設整備に取り組むことといたしました。この整備目標のうち、区立子供園につきましては、学級編成の経過措置が終了する2園において、56名程度の長時間保育の定員の拡大等を図ることといたしました。このことに伴いまして、高井戸西子供園及び西荻北子供園の定員を改める必要があることから、この規則を改正するに当たりまして、規則第19条の規定に基づきまして、杉並区長から協議がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。高井戸西子供園及び西荻北子供園につきましては、平成25年4月1日に幼稚園から転換したことから、平成26年度までの経過措置として、幼稚園児の学級編成と同じく、4歳児を2学級、5歳児を2学

級としてきたところでございます。今年度で経過措置を終了することに伴いまして、原則どおり3歳児及び4歳児の学級数を1学級とするものでございます。また、5歳児学級につきましては、現在の4歳児学級がそのまま進級するため、2学級のままとしてございます。

なお、整備目標につきましては、2園に設置する3歳児及び4歳児学級の、それぞれ14名を長時間保育の定員とし、合計で56名程度の定員を確保するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成27年4月1日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** 経過措置の中での、ということなのですが、今までの、いわゆる長時間ではない、幼稚園で入っているお子さんの数というのは、これを見ると、何か減っているような気がするのですが、減らないのでしょうか。要するに、長時間を希望しないけれども区立子供園に行きたいというご家庭の希望には、これは沿えている形になっているのでしょうか。

**就学前教育担当課長** 実際に4歳児の定員は減ります。ただ、近隣の私立幼稚園も含めてご案内をしているところです。

**對馬委員** まだ時期ではないですが、不平不満的なものは出そうな感じはありますか。

**就学前教育担当課長** 経過措置があった2園ですので、4歳児の需要は大きく、いろいろなご意見、問い合わせは来ているというふうに園から聞いております。ですので、この経過措置の間に、近隣の私立幼稚園をお考えの保護者の方とか、またはこの子供園を希望されて、その後、入れなくて問い合わせがあった場合、丁寧に対応していこうというふうに、今、検討しております。

**委員長** 他にいかがでしょうか。これは4歳児学級の2学級が、1学級35人になっていくということですね。

**就学前教育担当課長** そうですね。

**委員長** 2学級32人ということは、1学級が32人で2学級。だから、人数

は35人に減ってしまうということですか。

**就学前教育担当課長** 今年度までは32人×2学級ですので、64人の定員でやっています。それが、来年度は、4歳児35人の1学級編成になるということですよ。

**委員長** これは、担当の教員というか、保育士さんを含めて1学級で35人。1学級で、いわゆる先生と保育士さんとの、その辺のバランスというか、その辺は十分に対応できるような形はとって行くわけですよ。

**就学前教育担当課長** もともと、幼稚園の設置基準の定員が35人でございますので、担任1人に35人の幼稚園の編成ですので、そこに保育士も2人担任で、これまでどおり入りますので、対応は大丈夫だと思います。

**委員長** 子どもたちがすごく多様化していると言うと変なのですけれども、大変、対応が難しい子どもたちも多くなっているのです。1学期はもちろん、基本的にはそうなのだけれども、増えることによって、先生方のそういう面でも見る目というものがもっとも必要になってくるのかなというふうには思うのですけれども。他にいかがでしょうか。

特にはよろしいですか。それでは、ご意見等は特にありませんので、議案第46号につきましては、原案のとおり可決して異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第46号は原案のとおり可決いたします。

以上で、予定されておりました本日の日程につきましては、全て終了となります。

それでは、本日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。